

○沖縄県立看護大学再入学規程

(平成 20 年 1 月 16 日)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学則(以下「学則」という。)第 23 条に規定する再入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 再入学の入学資格については、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 学則第 23 条第 1 号又は第2号に該当する者であること。
- (2) 退学又は除籍になった日から起算して、経過年数が 3 年以内であること。

(入学志願手続)

第3条 再入学を志願する者は、所定の期日までに再入学願書に入学考査料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後学期の始めに入学させることができる。

(再入学年次)

第5条 再入学を許可する年次は、退学若しくは除籍時に在籍していた年次又はそれに引き続く年次とする。

(再入学者の選考)

第6条 再入学志願者に対しては、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

(再入学手続及び再入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類を学長に提出するとともに、入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(既修得単位の認定等)

第8条 前条の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに再入学年次及び在学すべき年数は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年1月16日から施行する。